

業務を振り返って >>>>

参議院議員の議員立法として、「難民等の保護に関する法律案」(第211回国会参法第8号)及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」(第211回国会参法第9号)※が提出され、内閣提出法律案(第211回国会閣法第48号)とともに審議が行われました。これらの法案を担当した第五部第一課(法務担当)のメンバーにその仕事を振り返ってもらいつつ、参議院法制局の職務の特徴などを語ってもらいました。

※政府が提出する出入国管理及び難民認定法の改正案(閣法)への対案として、令和3年、令和4年及び令和5年の通常国会にそれぞれ提出された。主な内容は以下のとおり。

- 出入国管理及び難民認定法から、難民に関する規定を新法として分離すること。
- 難民認定を行う独立行政委員会を設けること。
- 難民の定義・認定基準につき国際機関の見解を踏まえる旨を明記すること。
- 外国人の収容に当たっての司法審査及び収容期間の上限を設けること。
- 在留特別許可について、申請手続を設けるとともに許可基準・配慮事項を明記すること。

令和3年・令和4年の振り返り

坂本: 令和5年の通常国会で提出・審議されたこれらの法案も、令和2年に依頼を受けて初回提出は令和3年という息の長い案件でした。一番長く携わったのは、小島さんだったね。

小島: はい、令和3年の通常国会に提出された当時の閣法が審議未了となり、令和4年は閣法が提出されなかったこともあり、今回ようやく審議にまで至りました。最初に立案した際のメンバーからは人事異動で多くの出入りがあったり他課からの応援も受けたり等、多くの局内の人たちが関わって提出に至ったことを改めて思い出しています。



課長
坂本 光
(平成16年入局)

坂本: 令和3年夏に着任してから、当初の依頼時からいた課員から説明をもらったときは、政策が複雑かつ広範でとても驚いたよ。加えて賛否の分かれるテーマでもあったし、これは大変な仕事を引き継いだぞと思ったね。

柳: そうですね、私も坂本課長と同じ時期に着任しましたが、その課員の説明を聴いたり資料を読んだりしながら、何とか内容を理解しようと必死でした。また、令和4年の提出に向けては、内容の更なる改善に関する関係団体や弁護士の要望への対応として党内議論の経緯を踏まえた代替案を考えたり、複雑な政策を条文に落とし込んだりするなかなかタフな作業もありました。



課長補佐級
小島 佳奈
(令和3年に任期付職員※として採用)

審議に当たって

坂本: さて、令和5年に提出された法案は、閣法と一括して3週間にわたり質疑が行われました。宮崎さんは、入局して早々に発議者の答弁



係長級
柳 幹太郎
(平成28年入局)

のサポートのため、委員会室にも入ってもらったね。

宮崎: はい。入局するまでは、私のような若手が委員会室に入ったり、議員との協議に同席したりするとは思っておらず、緊張しましたが、議員立法と閣法とが一括で審議され議論が深まっていく様子や、理事会での法案の取扱いをめぐる与野党の攻防を目の前で見ることができ、強く印象に残りました。

坂本: 宮崎さんの入局前に条文はほぼ完成していたけれど、委員会で用いる資料は宮崎さんに作ってもらったりもしたね。

当局の立案を担う課は、課長と課員3、4名という小規模なチームだから、若手であっても課内討議の場面ではどんどん発言してもらうことになるし、宮崎さんには資料収集やたたき台の作成をしてもらう機会も多かったよね。

小島さんと柳さんは、実際に審議対応を経験して、どうだった？

小島: 議員立法と閣法が一括して審議されたことで、あるべき入管行政の形について、依頼議員が比較をしながら分かりやすく訴えることができたのではないかと思います。また、なかなか複雑で難しい法案でしたが、それを依頼議員が分かりやすい形で世間に訴え、主張を広げていったことも印象的でした。

柳: 法案は成立するものが注目されがちですが、結果として成立しな



法務委員会における審議風景

かったとしても、対案の提出・審議は、提出者の独自の政策をより具体化・明確化することを通じて国会の議論の充実につながるのだからということが、審議を目の当たりにして実感できました。

議員立法の意義・やりがい等

坂本: これだけの大型法案の立案から審議対応までという経験をして、皆さんいろいろと感じるところもあったんじゃないかな。

小島: 任期付職員である私は、当局での採用前は弁護士として働いていました。依頼議員の政策を法制化し、ひいては日本社会の政治の発展に寄与できるという当局の仕事の魅力は、直接目の前の依頼者の力になるという弁護士の仕事の魅力とまた違うものがあり、ここで働くことができて良かったと思います。

坂本: うれしいことを言ってくれるね(笑)。小島さんは当初の任期を延長されたので、今後ますます当局で活躍してもらうことを期待しています。

宮崎: 審議中は連日入管法について大きく報道されているのを見て、社会が高い関心を寄せている問題に関わることのできる仕事だと感じました。



係員級
宮崎 颯人
(令和5年入局)

柳: 難しい内容でしたが、課内で徹底的に検討を行い、依頼議員や関係団体・弁護士の方々と真摯な議論を行いながら政策を固め、条文に結実させていく過程、さらに委員会の場で発議者による答弁のサポートを行う業務は、当局ならではのものであり、大きな充実感がありました。依頼議員からねぎらいの言葉をいただいたのもうれしかったですね。

坂本: 議員立法は、依頼議員の問題意識の反映でもあり、社会的なホット 이슈であったり議員の思い入れの深いテーマであったりすることが多く、やりがいを感じられる仕事だと思います。また、既存の法令・判例では対処が難しい課題も多いことから、法的な知識だけでなく柔軟な発想も必要になってきますし、若手も積極的に議論に参加し意見を述べるのが求められます。当局の業務に関心を持ち、議員立法の立案に挑戦してみたいという意欲を持った受験生の皆さんをお待ちしています。

※任期付職員: 法曹資格を有し、一定の実務経験を有することを要件に任期を限って採用される職員で、不定期に募集しています。